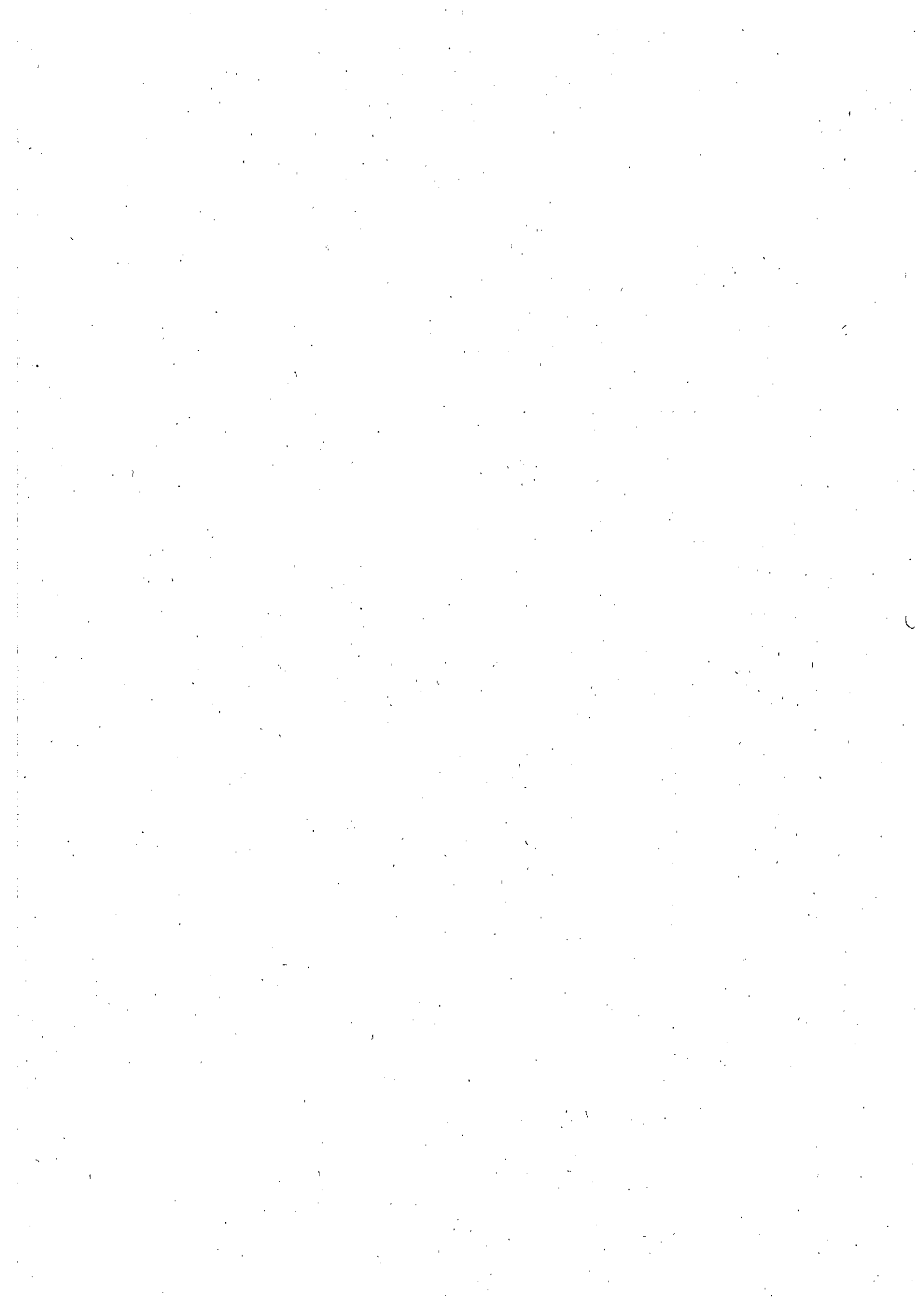


令和4年生駒市教育委員会

第11回定例会 議案

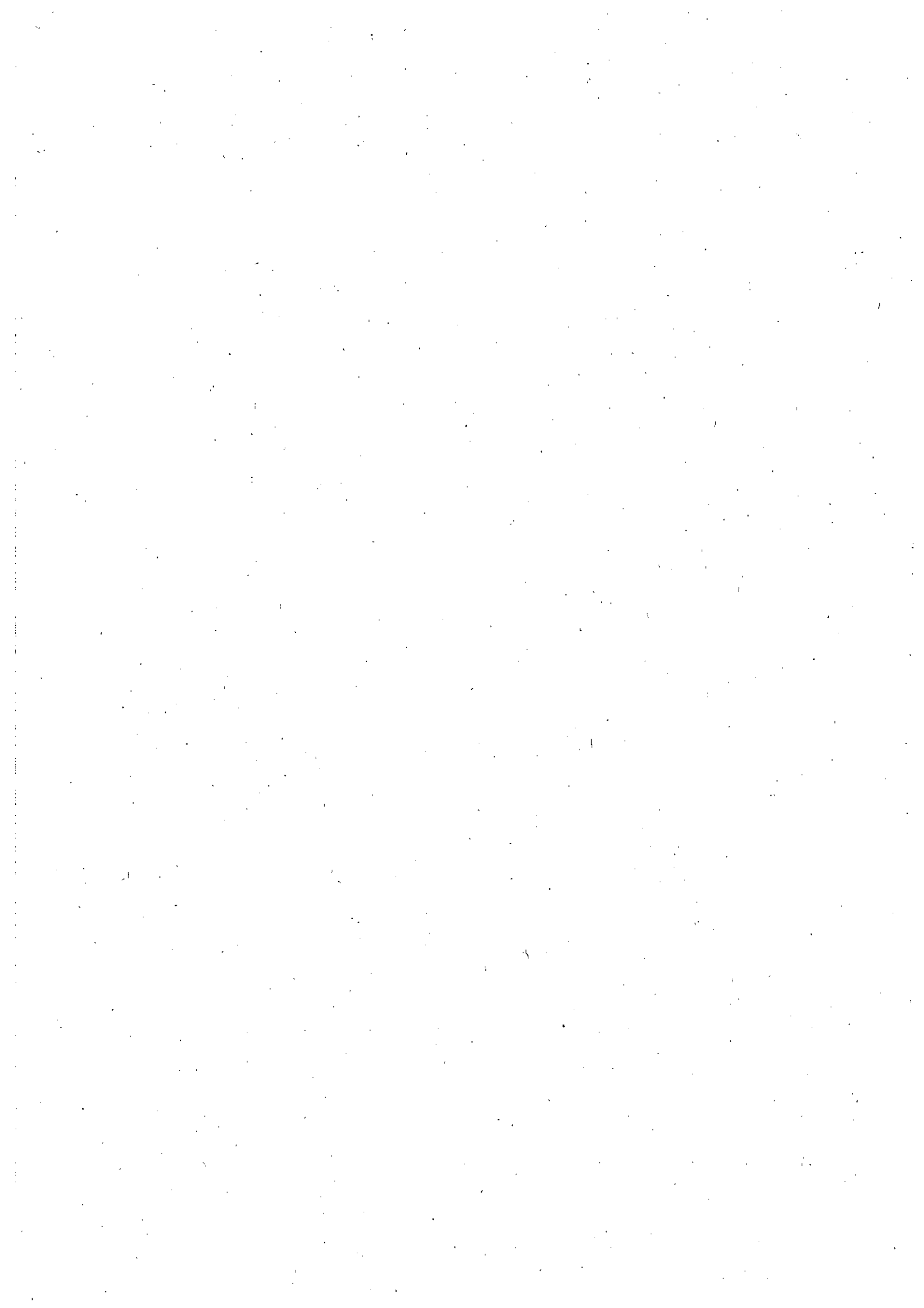
令和4年11月28日

生駒市教育委員会



令和4年生駒市教育委員会(第11回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第14号	臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について)	1
報告第15号	令和4年生駒市議会第6回(11月)臨時会提出議案の結果について	3
報告第16号	教職員人事異動方針について	4
議案第26号	令和4年生駒市議会第7回(12月)定例会提出議案の意見について	9
議案第25号	生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について	14



臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について)

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第5条第2項の規定により、令和4年11月18日に次のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に掲げる幼稚園の区分に応じ、当該各号に定める日」を「毎週月曜日から金曜日まで」に改め、同条ただし書中「預かり保育を実施する日」を「その日」に、「第3条第1項第1号、第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、同条各号を削る。

第4条第1号中「前条第1号に掲げる幼稚園」を「生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園」に、「三期休園日」を「生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日（以下これらを「三期休園日」という。）」に改め、

同条第2号中「前条第2号に掲げる」を「前号に掲げる幼稚園以外の」に、「夏期休園日」を「三期休園日」に改める。

附則第2項中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第15号

令和4年生駒市議会第6回（11月）臨時会提出議案の意見について

令和4年生駒市議会第6回（11月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和4年11月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算（第8回）

【審議経過】

令和4年11月2日	開会
	予算委員会（市民文教分科会）
令和4年11月7日	予算委員会
令和4年11月9日	再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第16号

教職員人事異動方針について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和4年11月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子





教職第405号

令和4年11月15日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

### 教職員人事異動方針について

奈良県教育委員会では、本県教育の一層の充実を目指すため、別紙のとおり令和4年11月8日付けで、教職員人事異動方針を定めています。令和5年4月向け人事異動についても、同方針に沿って実施します。



## 教職員人事異動方針

令和4年11月8日  
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 基本方針

教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的な見地に立って、適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長期勤務者の解消に努める。
- (3) 若手教職員の人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、積極的な人事異動に努める。
- (4) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

#### 2 実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、へき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

##### (1) 任用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮の上、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から任用する。
- ② 小・中学校長の任用に際しては、県内全域を対象として適材を適所に配置する。
- ③ 教職員の新規採用者の配置については、採用候補者名簿に登載された者の資格、特性等を考慮の上で行う。

##### (2) 転任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における地域・学科及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的な異動に努める。
- ④ 新規採用後、初回の異動については、多様な経験を積ませるために、地域や学校の実情を考慮の上、早期の段階で行うこととする。小・中学校においては、県内全域の他市町村への異動を基本とする。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和5年4月1日人事異動から適用する。



教 職 第 4 0 6 号

令和 4 年 11 月 15 日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長

### 令和 5 年 4 月教職員人事異動の重点について

本県教育の一層の充実を目指すため、教職員人事異動方針（令和 4 年 11 月 8 日策定）を踏まえ、別紙のとおり、令和 5 年 4 月小・中学校教職員人事異動の重点項目を定め、人事異動を行うこととしたので、通知します。



## 令和5年4月小・中学校教職員人事異動の重点項目

- 1 人材育成を目的とした特別支援学校及び国公立学校との交流、並びに小中一貫教育及び特別支援教育・通級指導の充実を目的とした小・中学校間の交流を積極的に進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣旨】 小・中学校と県立特別支援学校間での相互交流は、短期(1年)から基本の3年間の期間において、お互いのノウハウを学び生かせるような人材を増やす。また、高度な研究を生かした指導を学ぶための国公立学校との交流や小中一貫で9年間を見通した学習指導・生徒指導等を進めるための小・中学校間の交流、特別支援教育・通級指導の充実を目指した小・中学校間の交流を推進する。

- 2 初回異動対象年限を4年～10年までとする。ただし、採用後10年以内に特別支援学校教諭二種免許状取得など特別支援教育を複数年経験することを進める。

(教職員人事異動方針2(2)③④)

【趣旨】 特別支援教育の専門性向上のため、採用後10年以内に特別支援学校教諭二種免許状取得など特別支援教育を複数年経験することを推進する。このことにより初回異動対象年限を4年から10年までとした。

- 3 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通し、次代を担う人材(ミドルリーダー)の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

- 4 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①)

【趣旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

議案第26号

令和4年生駒市議会第7回(12月)定例会提出議案の意見について

令和4年生駒市議会第7回(12月)定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和4年11月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算(第9回)
- ・ 生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について
- ・ 生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について

# 繰越明許費補正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	25,000
	保 健 体 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	30,711

歳 出

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 補 正 額	財 源				
					国庫支出金	地方債			
1 学校管理費	343,027	6,626	349,653			6,626	10 需用費	6,000 修繕料	
3 小学校施設整備費	23,800	△ 20,000	3,800			△ 20,000	12 委託料	626 調査委託料	
計	441,936	△ 13,374	428,562			△ 13,374	12 委託料	△ 20,000 設計等委託料	

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 補 正 額	財 源				
					国庫支出金	地方債			
1 学校管理費	212,418	626	213,044			626	12 委託料	626 調査等委託料	
計	320,872	626	321,498			626			



議案第 86 号

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
やまびこホール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
やまびこホール管理組合  
生駒市藤尾町300番地
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史





議案第 87 号

生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
生駒ふるさとミュージアム
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社地域文化財研究所  
大阪府東大阪市岩田町1丁目17番9号
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第25号

生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について

生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について、生駒市教育委員会教育長  
に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)  
第2条第1号の規定により、次のとおり提出する。

令和4年11月28日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

## 生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について（案）

### I これまでの経緯

#### 1 「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」の概要

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会でまとめられた「今後の生駒市立小・中学校のあり方について」の内容を踏まえ、令和2年10月に教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」では、以下の内容を整理・公表している。

##### (1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育や学校再編が実施されることにより、小1プロブレム・中1ギャップ等の校種間の段差による課題の解消や小学校高学年における教科の専門的な指導の充実、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等はもちろんのこと、第2次生駒市教育大綱に掲げる基本方針「21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」を柱とした、9年間を見通した小中一貫教育を一層推進していく。

小中一貫教育については、学校再編を実施する学校だけでなく、全校で取り組んでいく必要がある。小中一貫教育の形態としては「施設一体型」の小中一貫校、「施設隣接型」「施設分離型」の小中一貫教育校があり、ICT機器も積極的に活用しながら、各学校の実情に応じた形態を導入していくとともに、「施設一体型」の小中一貫校の導入も視野に入れて学校再編の検討を進めていく。

##### (2) コミュニティ・スクールの推進

学校を核とした地域活動の活性化等、保護者や地域住民との協働によって、児童・生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保等、子どもたちの「生きる力」を育てていく。

##### (3) 学校施設の充実

学校再編により、上記(1)の小中一貫教育の推進を踏まえ、「施設一体型」の学校施設の整備や地域活動の活性化につながるような学校施設の整備等、子どもたちの成長を支える環境整備を行っていく。

#### 2 生駒南小学校区地域協議会からの意見書の概要

生駒南小学校区で設置した地域協議会からは、令和3年7月に附帯意見として以下の内容の意見書が提出された。

##### (1) 生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設の老朽化対策について

生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設は、建築後約50年経過している状況であり、耐震改修やトイレ改修など、一定の改修工事がなされてはいるが、老朽化が著しい状況である。学校施設は、子どもたちが日常生活を送る非常に重要な場所であるとともに、安全・安心を必ず

確保しなければならない。

一方で、学校施設の更新及び改修は、今後の少子高齢化による市財政への大きな負担にもつながることから、すべての市公共施設の今後を見通した学校施設のあり方を踏まえ、早急に生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設の老朽化対策に取り組んでいただきたい。

## (2) 生駒南中学校の小規模化に対する対応について

アンケート結果でもお示ししたとおり、生駒南中学校の小規模化を懸念する意見があった。生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申でも、生駒南中学校の小規模化が指摘されるなど、本協議会においても、大きな課題であると認識している。

すでに部活動にも影響が出ている状況にあることから、市教育委員会においては校区の見直し等による生駒南中学校の規模適正化に向けた検討を早急に進めていただきたい。

## 3 生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の概要

地域協議会からの意見書の内容を踏まえ、令和3年11月に教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性」では、以下の内容を整理・公表している。

### 今後の具体的な取組について

○関係者で構成される新たな協議体の立ち上げも含め、生駒南小学校、生駒南中学校の改修のあり方と、生駒南中学校の規模の適正化、及び校区の見直しを速やかに検討していく。

## II 今後の方向性について（要点）

### 1 施設の方向性

- (1) 現在の生駒南小学校、生駒南中学校の敷地内において、子どもたちにとって最適な教育環境や教育内容を提供できる施設を検討する。
- (2) 施設の建替に当たっては、学校教育と社会教育が融合した、活気のあるまちづくりに寄与する施設を検討する。
- (3) 地域住人や市民が学校施設を有効に活用できる施設を検討する。

### 2 校区の方向性

小瀬町、壱分西の地域の子どもたちが、生駒南中学校にも通うことができるよう調整区域を設定する。



